

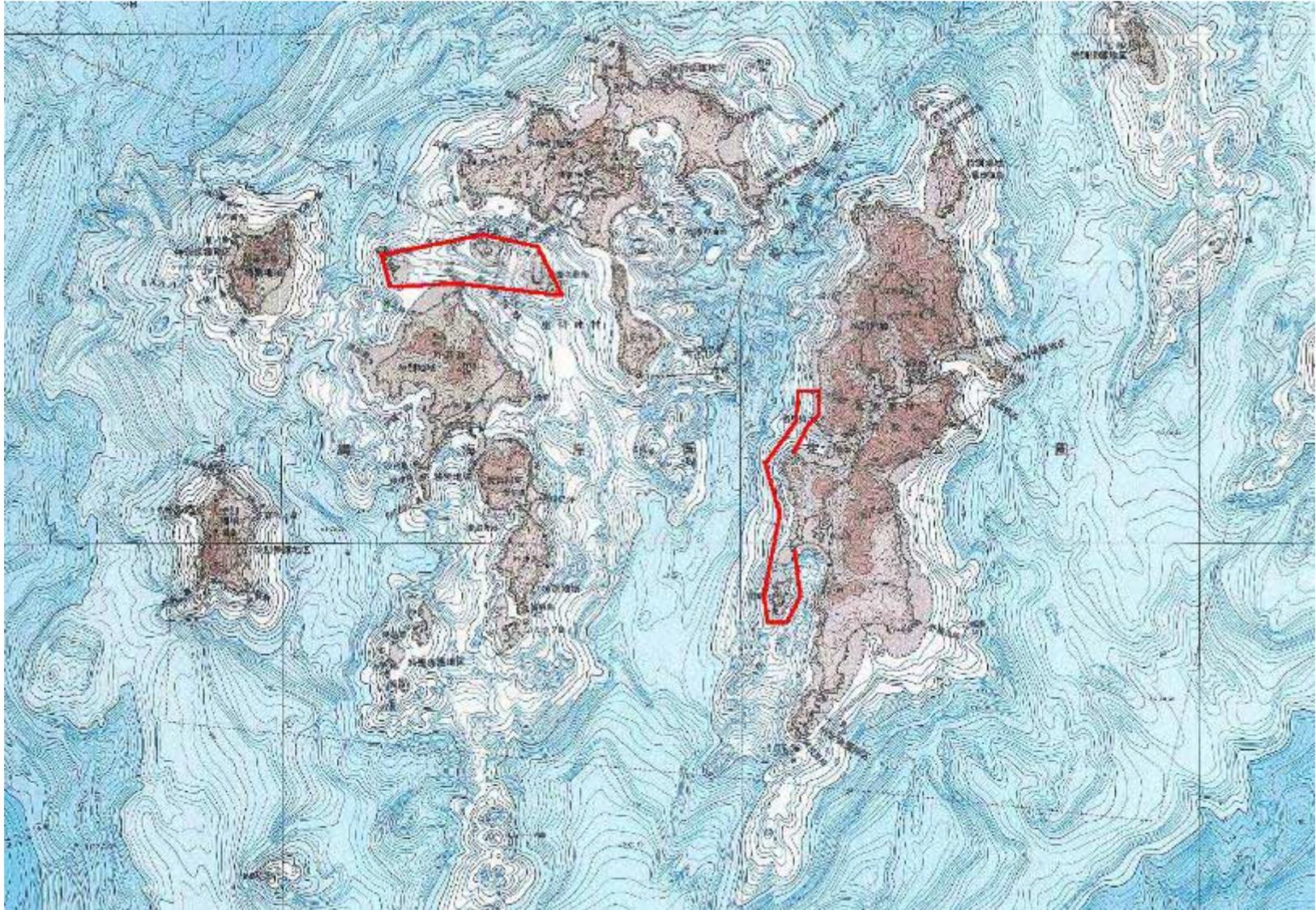
慶良間サンゴ礁の保全と活用

慶良間自然環境保全会議

2008年11月5日

理事長 垣花武信

1. 慶良間の自然環境



2. 座間味村のダイビング産業の展開

2008年11月5日

海洋保護区の設定

(M P A : Marin Protect Area)

ダイビングポイント
過剰利用

サンゴへのストレス

人気の
ポイントでは

100名/1日

サンゴ礁生態系
への被害



アンカーの投げ込み

経験の浅いダイバー
によるサンゴの損傷

海底の砂を巻き上げる

1998年 高水温によるサンゴ礁白化現象

【座間味ダイビング事業者による自主ルールの設定】

2.座間味村のダイビング産業の展開

海洋保護区の設定

(M P A : Marin Protect Area)

海洋保護区のポイント

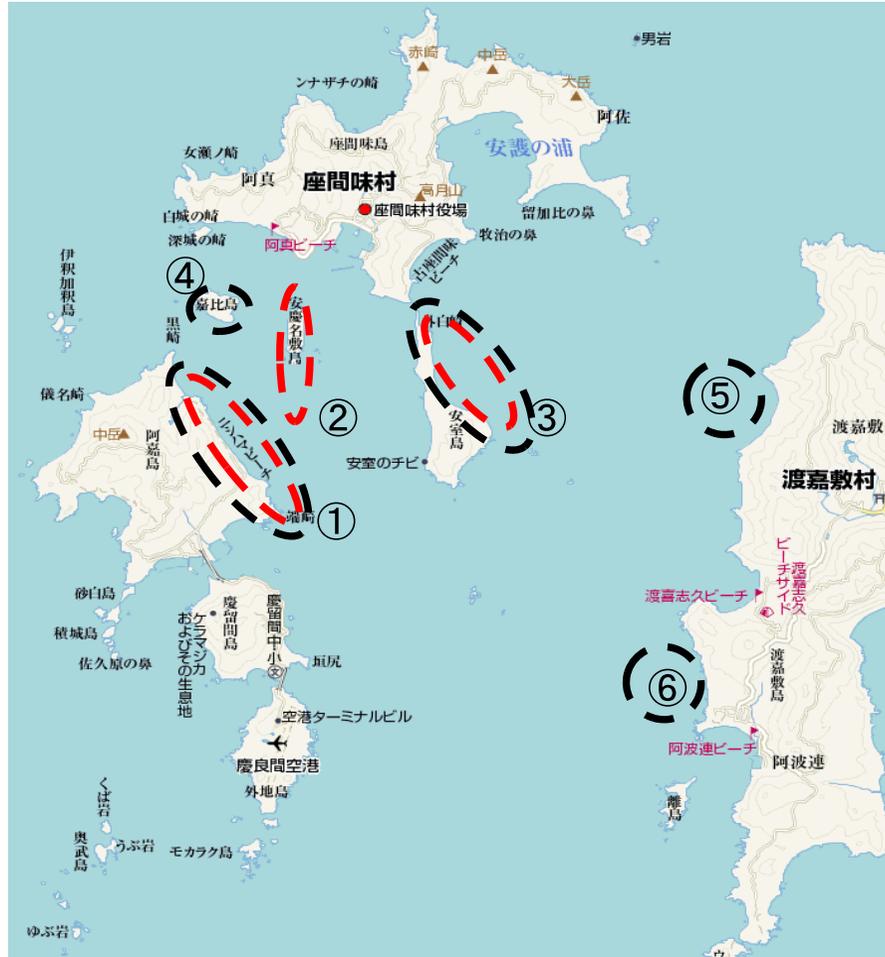
平成10年度
座間味村漁業協同組合
総会で議決

漁協決議にもとづき3ポイント閉鎖
ニシバマ・安慶名敷・安室東

生態系へ影響を与えているポイント
平成10年7月より3年間
入域及び漁業操業制限
回復状況を観察



ダイビング業者へ
自主規制呼びかけ



最重要
保護地区

ニシバマ
安慶名敷
安室東

オニヒトデ
最重要保全地区

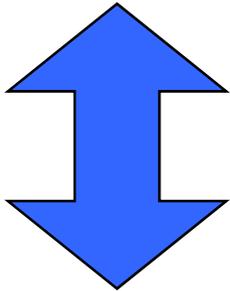
座間味村
ニシバマ
安室東
嘉比島南

渡嘉敷村
アリガ
ヒジュン

3.ダイビング協会の発足

2001年 阿嘉・慶留間ダイビング協会設立
2002年 座間味ダイビング協会設立

連携

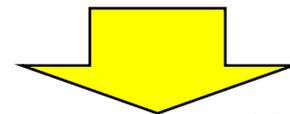


阿嘉臨海研究所
(1988年設立)

サンゴ礁実態調査



2002年
守るべき・守りたい・守りきれ
るの観点から
最重要保全区域の設定
座間味3箇所・渡嘉敷2箇所



駆除参加人数
1年間:延べ約2000人



駆除総数
約10万匹

ラムサール条約登録湿地

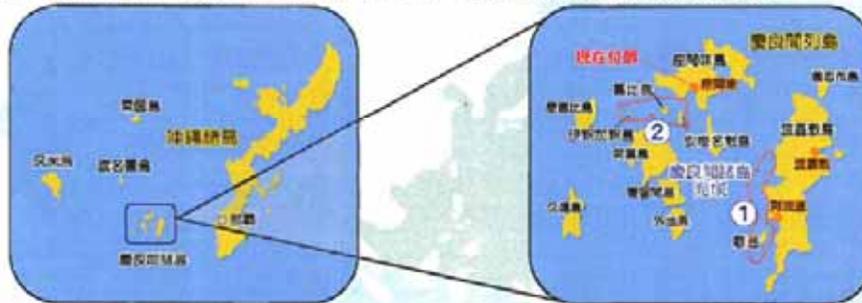
慶良間諸島海域

世界との約束

ラムサール条約とは、世界的に重要な湿地を守り大切に使うていくという世界との約束です。慶良間諸島海域には日本有数のサンゴ礁が形成されており、サンゴ礁に暮らす様々な生き物を見ることができることから、

- ① 渡嘉敷島の西岸海域
- ② 座間味島と阿嘉島との海域

の2つの海域が世界的に重要な湿地として、ラムサール条約に登録されています。



座間味島海域



ホエールウォッチング



透礁サンゴ群集



サンゴ礁に暮らす魚



自然環境保全会議のシンボルマーク

慶良間諸島海域では、テーブル状・枝状など約250種の造礁サンゴの分布が確認されています。この貴重なサンゴを守るために、地元住民による「慶良間海域保全会議」を発足し、オニヒトデ駆除などの活動をしています。



オニヒトデ駆除

環境省那覇自然環境事務所

4. 慶良間自然環境保全会議

2008年11月5日

2006年 慶良間海域保全会議発足 (現在：慶良間自然環境保全会議へ名称変更)

顧問：座間味村長、渡嘉敷村長

理事長：座間味村商工会長 副理事長：渡嘉敷村商工会長		} 1年又は半年毎 に持ち回り
理事 (当初)		
【座間味村】 ・助役 ・漁協(1名) ・民間(5名程度)	【渡嘉敷村】 ・助役 ・漁協(1名) ・民間(5名程度)	※左二村以外に拠点を置く事業者は、発足後に理事会の要件審査をクリアすれば参画可能。理事は、参画事業者数に依ずる。
構成員(理事を除く)		
宣言に参画する全事業者		
事務局		
事務局長：座間味村担当課長 事務局副長：渡嘉敷村担当課長 事務局員：座間味村及び渡嘉敷村役場担当課職員 座間味村及び渡嘉敷村商工会事務局		} 理事長の任期に 合わせ持ち回り

【職務】

- ・海域保全の取組みの企画
- ・保全宣言の実行管理
(新規参画者、違反者への対応)
- ・各村の取組みの情報交換
等

【運用】

- ・顧問は重要事項についての指導助言のみを行い、運営に関する権限は有しない。
- ・概ねの事項は理事会で決定
- ・月に一度、定例理事会を開催
- ・総会は必要に応じ開催

5. 慶良間自然環境保全会議の活動

エコツーリズムの基本的な考え方と各構成員の役割

慶良間地域におけるエコツーリズムと、その対象となる自然観光資源の保全活動について今後目指すべき方向性となる考え方

目的

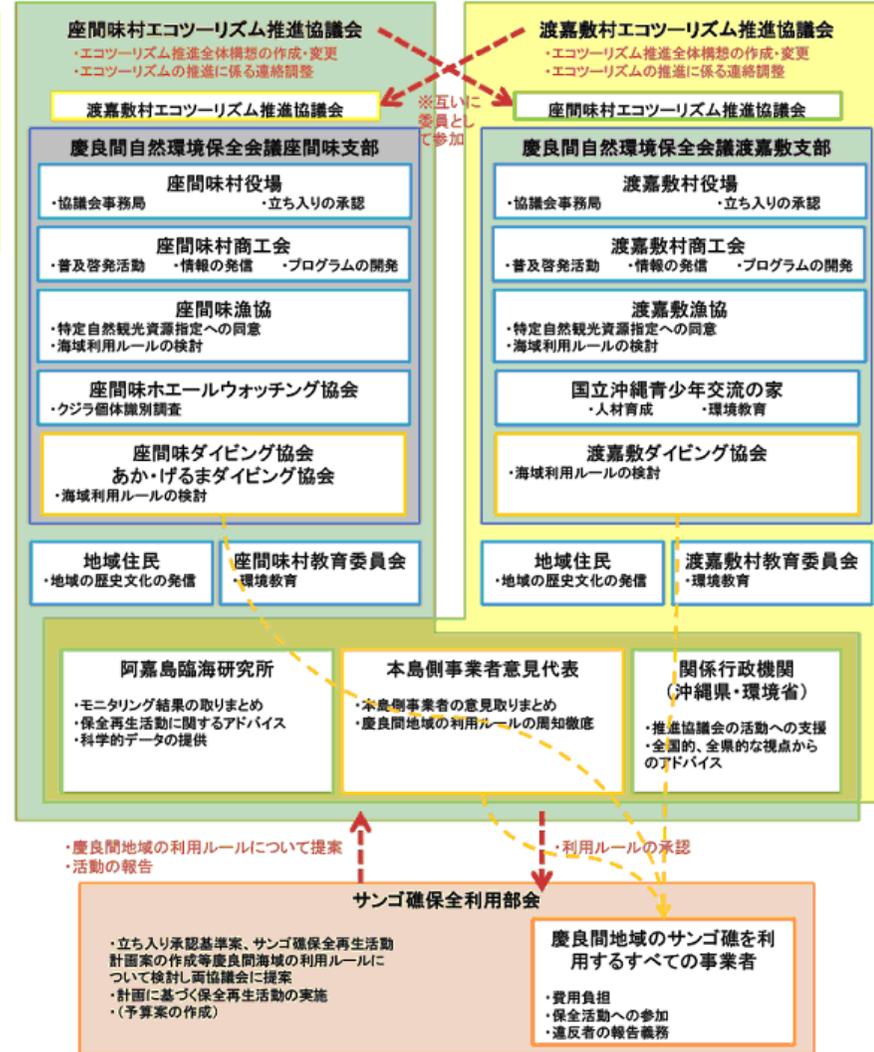
慶良間地域では、このような自然や文化の環境を次代に残し、持続可能な地域づくりを図る。

理念

豊かな自然環境の恩恵を受けながら適切な量の観光客の受入。

得られる利益から自然環境の保全や再生に向けて取り組む。

地域の生活や経済を維持し発展させる。



基本方針

エコツーリズムの基本方針

自然環境の節度ある利用

- ・ルールに基づく責任ある行動
- ・利用者数のコントロール
- ・観光客に対する周知徹底

科学的アプローチに基づく保全・再生

- ・研究機関との連携
- ・モニタリングの実施と順応的管理
- ・自然の再生力を尊重

地域振興・地域づくりへの寄与

- ・多様な主体の連携による地域活性化
- ・地域の歴史や文化を積極的に発信していく
- ・質の高いエコツーリズムを発信することによる地域ブランドの向上

エコツーリズムの基本方針

基本方針

慶良間の島や海を体験し学習する機会の提供

- ・慶良間の魅力を伝える質の高いガイドンス
- ・環境教育の場として活用
- ・プログラム開発、人材育成

資源を守る者が優先的に資源を利用できる仕組みづくり

- ・慶良間地域を利用する事業者全員に保全活動への参加を義務づける
- ・地域全体で自然環境を保全する
- ・訪れる観光客に対しても保全のための負担を求める